

個人派遣についての Q&A

平成 22 年 5 月 19 日
文学部・人文社会系研究科

2010 年 5 月 14 日に開催した「次世代人文社会学育成プログラム」平成 22 年度夏学期個人派遣説明会で寄せられた質問について、その後の追加事項も含め、以下に回答を示します。個人派遣への応募予定者は、募集要項だけでなく、この Q&A も必ず参照したうえで応募書類を準備してください。なお、この Q&A での回答と、説明会での説明や回答が異なる場合には、この Q&A を参照してください。また、当日寄せられた質問のうち、この Q&A に回答が掲載されていないものについては、確認が終わり次第告示しますので、注意してください。

1. 《注意》個人派遣説明会での説明・回答への重要な追加事項

(1) 他の資金との併用について

「他の研究資金（私費を含む）と併用してもかまいません」（平成 22 年度夏学期個人派遣「学部生・大学院募集のお知らせ」・同「PD・助教募集のお知らせ」の「補足説明」第 3 項）については、日本学術振興会に再度問い合わせた結果、以下の a), b), c) 三つのケースに分けて、それぞれの説明内容に従った応募を受け付けることになりました。

a) 私費やその他使途の制限のない経費（他事業のための経費ではないもの。運営費交付金等）により滞在期間を延長し、復路航空運賃についても本プログラムからの支給を求める場合

延長期間についても本プログラムの研究計画に従った研究を行う場合のみ、本プログラム経費から往復航空運賃を拠出します。ただしその場合には、私費やその他の経費による延長期間を含めて、研究計画を提出してください。またこの場合、滞在延長期間についても、本プログラムから滞在費を支給する期間と同じ派遣国に滞在する必要があります。いいかえれば、本プログラムの研究計画で滞在できる国は一国のみです。

b) 上記 a) 以外の方法で、本プログラムによる滞在期間終了後、日本に戻らず、私費や他の事業の経費を含むその他の（本プログラム以外の）経費で海外での研究を継続する場合

この場合、支給は往路航空運賃と滞在費のみとなり、復路航空運賃は本プログラムから支給できません。研究計画は、本プログラムの経費による滞在期間についてのみ、提出してください。ただし、帰国予定日は付記してください。その際、所定期間内に本プログラムの成果報告書を忘れずに提出してください。また、本プログラムによる滞在期間終了後であれば、派遣国とは別の国に移動

してもかまいません。

c) 私費や他の事業の経費を含むその他の（本プログラム以外の）経費で渡航し、その用務の修了後、帰国せずに本プログラムによる研究を行う場合

往路航空運賃は支給できませんが、本プログラムの研究計画が終了した時点で帰国する場合は、復路航空運賃を支給することができます。研究計画は、本プログラムのもののみ提出してください。ただし、出国予定日は付記してください。なお、本プログラムの研究計画修了後も別の用務で滞在を延長する場合には、復路航空運賃も支給できません。この場合も、研究計画は本プログラムのもののみ提出してください。ただし、出国予定日とともに、帰国予定日も付記してください。またその際、所定期間内に本プログラムの成果報告書を忘れずに提出してください。

(2) 交流協定に従った研修について

「本学との交流協定に従って研修を行う学生を優先する」（平成22年度夏学期個人派遣「学部生・大学院募集のお知らせ」の「募集人数、期間」の学部生と大学院生についての説明）とは、以下のように理解してください。

本プログラムの趣旨として、個人としての研究能力の向上とともに、交流協定の理念にのっとり、協定校・機関、ならびに協定先の教員・研究者との制度的・人的な協力関係がより緊密なものとなることを期待しています。これは組織としての派遣という原則に従ったものです。ただし、これに寄与しうる計画を優先するという意味であって、協定校での教育課程の履修や、研究生・訪問研究者等の制度的な身分の獲得を義務付けるものではありません。派遣先の選定に当たっては、研究室の先生方にも相談して、将来の長期留学への布石などに活用してほしいと思います。

2. その他の質問と回答

Q：留学生の母国での調査は可能か。

A：日本から出発し、日本に戻ってくるのであれば問題ありません。

Q：図書館での調査やフィールドワークは可能か。

A：可能です。図書館・文書館等での調査の場合は、正式の利用手続き済みか、あるいは手続き中であることを示してください。調査先での受け入れ者を決める形でもかまいません。フィールドワーク等の場合には、渡航先での受け入れ者を決めてください。受け入れ者は研究活動に従事している人物が望ましいです。これには大学の教員だけでなく、それぞれの研究対象に応じてさまざまな場合があり得るでしょう。また、学部生・大学院生の場合には、申請者本人が研究指導を受けられる者であることが求められます。

Q：応募時に受け入れ先（受け入れ者）の承諾書は必要か。

A：承諾書が間に合わなくても、それによって審査の過程で不利益を被ることはありません。ただし、派遣先に確実な受け入れ先（受け入れ者）があることが求められるので、確実な受け入れ先と交渉中である旨を計画書に明記してください。また、推薦書にもなるべくその旨を盛り込むように推薦者にお問い合わせください。どのような受け入れ者と交渉すればいいかを探すことも、研究計画を実り多いものとするためのプロセスと考えてください。

Q：サマースクール等を受講するために、選考結果の発表予定時期よりも前に出発することは可能か。

A：選考結果発表後、所定の手続きを経たうえで渡航することが可能な場合のみを募集の対象とします。

Q：冬学期中に出発する場合でも今回応募してよいか。

A：原則として、冬学期分の募集に応募してください。ただし、ビザの取得に時間を要する場合には、ビザ取得手続き中であることを明記すれば、今回応募してもかまいません。

Q：日本学術振興会特別研究員は応募可能か。

A：同会の特別研究員は派遣対象者に含まれており、応募が可能です。ただし、海外特別研究員、外国人特別研究員の採用中の者、優秀若手研究者海外派遣事業の派遣中の者は派遣対象者とはなりません。

Q：博士論文の出版助成を受けていても応募可能か。

A：仮に、出版助成からの海外渡航費用の拠出が可能であっても、出版助成による渡航期間と、本プログラムの経費による渡航期間が重ならず、かつ上記1(1)「他の資金との併用について」に該当するのであれば、応募することに問題ははありません。

Q：PD・助教の推薦書2通は、異なる研究室に所属する教員でもよいか。また、同じ研究室の教員に頼むことは望ましくないのか。

A：研究計画の複数領域性を推奨するもので、それを必須とするものではありません。また複数領域性は、必ずしも異なる研究室にまたがることを意味するものでもありません。

Q：指導教員の推薦書は英語でも大丈夫か。

A：英語でもかまいません。

Q：審査基準をもう少し詳しく示してほしい。

A：募集要項を参照してください。

Q：イタリアに渡航して、研究指導者と英語でコミュニケーションする場合でも、現地公用語であるイタリア語で研究課題名を併記しなければならないのか。あるいは現地公用語を習得・研鑽せねばな

らないのか。イタリア等に所在する中国学・漢籍資料を研究する場合も、現地公用語が必要か。

A：「研究課題名（現地公用語）」は、研究に使用する外国語（日本語以外の言語）と読みかえてもかまいません。「研究言語」も同様です。

Q：大学院生の場合、計画期間が2か月に満たないは応募できないか。

A：2～3か月間はあくまでも目安で、これより短い場合でも問題ありません。

Q：「2か月以上」とは、実際に、どのように計算すればいいのか。

A：「2ヶ月以上」は、日本出国日及び日本帰国日を含めて60日間以上として計画を立ててください。

Q：他の経費を併用した渡航の場合、その分についても研究計画を書く必要があるか。

A：1(1)「他の資金との併用について」を参照してください。

Q：例えばイギリスで研究した後に、研究課題と関連する別の国での調査を私費で行うことは可能か。

A：1(1)「他の資金との併用について」を参照してください。

Q：他の資金との併用で、本プログラムでの研究期間が来年1月以降になる場合でも、今回応募が可能か。

A：今回での応募が可能です。1(1)「他の資金との併用について」も参照してください。

Q：応募資格の年齢制限で「原則として」とあるのは、どういう意味か。

A：これについては、以下に示す、日本学術振興会の指針に従ってください。『42歳以下』とは、派遣対象者が派遣開始される年度の4月1日現在、43歳未満の者です。例えば、平成21年度中に派遣開始される派遣対象者については、平成21年4月1日現在、43歳未満の者、つまり、昭和41年4月2日以降に生まれた者となります。また、『原則として42歳以下』とは、42歳を超える者であっても、事業の趣旨から派遣することが妥当であり、事業の成果に貢献することが期待できると機関が判断する場合に、派遣対象者が派遣開始される年度の4月1日現在、46歳未満の者を派遣することが可能という意味です。」

Q：渡航先の政治社会的な状況によっては渡航できないこともあるか。例えば、ジャマイカやキューバはどうか。

A：外務省の「海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)に掲載されている渡航情報を参照してください。

Q：申請した期間が適当でないという理由で不採択になることはあるのか。あるいは期間が短縮されることはあるのか。

A：期間の短縮と支給金額の削減の両方の可能性が考えられます。また、本プログラムの趣旨に従い、なるべく多くの者に機会を与えるために、支給金額が削減されることもあります。